

別表第十 公害防止管理者の資格要件(第四十九条関係)

(平一七規則四七・平一八規則一四・平二二規則一七三・平二六規則三二・一部改正)

区分	資格要件
東京都一種公害防止管理者	<p>一 次の各号のいずれかに該当する者を対象に行う一種公害防止管理者講習を修了した者</p> <p>(一) 電気事業法第四十四条第一項に定める第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状、第三種電気主任技術者免状、第一種ボイラー・タービン主任技術者免状又は第二種ボイラー・タービン主任技術者免状を有する者</p> <p>(二) ガス事業法第三十二条第一項に定める甲種ガス主任技術者免状又は乙種ガス主任技術者免状を有する者</p> <p>(三) 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)第三十四条第一項に定める技術士登録証を有する者</p> <p>(四) 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第二十九条第一項に定める甲種化学責任者免状又は甲種機械責任者免状を有する者</p> <p>(五) 医師法(昭和二十三年法律第二百一号)第二条に定める免許を有する者</p> <p>(六) 薬剤師法(昭和三十五年法律第四百十六号)第二条に定める免許を有する者</p> <p>(七) ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和四十七年労働省令第三十三号)第九十七条第一号に定める特級ボイラー技士免許を有する者</p> <p>(八) 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百四十九号)第三十一条第一項に定める甲種火薬類製造保安責任者免状又は同条第二項に定める甲種火薬類取扱保安責任者免状を有する者</p> <p>(九) 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第八条第一項に定める毒物劇物取扱責任者となることのできる者</p> <p>(十) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一条第三項に定める技術管理者となる資格を有する者</p>

	<p>(十一) 消防法第十三条の二第一項に定める甲種危険物取扱者免状を有する者</p> <p>(十二) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第九条第一項に定めるエネルギー管理士免状を有する者</p> <p>(十三) 東京都二種公害防止管理者の資格を有する者</p> <p>(十四) 前各号に掲げるもののほか、知事がこれらと同等であると認める資格等を有する者又は工場等において公害防止若しくは環境管理の業務に従事し、若しくは従事することを予定する者</p> <p>二 知事が指定する講習等を修了した者</p> <p>三 この規則による改正前の東京都公害防止条例施行規則による東京都一級公害防止管理者の資格を有する者</p> <p>四 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和四十六年法律第七号)第七条第一項に定める公害防止管理者又は公害防止主任管理者の資格を有する者</p>
東京都二種公害防止管理者	<p>一 次の各号のいずれかに該当する者を対象に行う二種公害防止管理者講習を修了した者</p> <p>(一) 前項資格要件の欄一(一)から(十二)までのいずれかに該当する者</p> <p>(二) 消防法第十三条の二第一項に定める乙種危険物取扱者免状を有する者</p> <p>(三) 高圧ガス保安法第二十九条第一項に定める乙種化学責任者免状又は乙種機械責任者免状を有する者</p> <p>(四) ボイラー及び圧力容器安全規則第九十七条第二号に定める一級ボイラー技士免許又は同条第三号に定める二級ボイラー技士免許を有する者</p> <p>(五) 火薬類取締法第三十一条第一項に定める乙種火薬類製造保安責任者免状若しくは丙種火薬類製造保安責任者免状又は同条第二項に定める乙種火薬類取扱保安責任者免状を有する者</p> <p>(六) 前各号に掲げるもののほか、知事がこれ</p>

	<p>らと同等であると認める資格等を有する者又は工場等において公害防止若しくは環境管理の業務に従事し、若しくは従事することを予定する者</p> <p>二 知事が指定する講習等を修了した者</p> <p>三 この規則による改正前の東京都公害防止条例施行規則による東京都二級公害防止管理者の資格又は東京都三級公害防止管理者の資格を有する者</p>
--	---